

【（仮称）江戸川区立日光林間学校敷地の法的条件】

（1）地域・地区要件等

用 途 地 域	無指定	
容 積 率	200 %	
建 ペ い 率	60 %	
防 火 指 定	なし	
建築基準法 56 条	道路斜線（一号）	1.5
	隣地斜線（二号）	H20m+1.25
	北側斜線（三号）	なし
建築基準法 56 条の 2	対象建築物	建築物高さ > 10m
	平均地盤面からの高さ	4m
	隣地境界線からの水平距離 (5m超 10m以内の範囲)	5 時間
	隣地境界線からの水平距離 (10m超の範囲)	3 時間

（2）本事業の計画および実施に係る法令、条例等

- ・建築基準法および建築基準法施行令
- ・都市計画法
- ・消防法、日光市火災予防条例
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・日光市土地開発指導要綱
- ・日光市中高層建築物指導要綱
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・日光市屋外広告物条例
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）
- ・自然公園法
- ・砂防法
- ・森林法
- ・日光市景観計画
- ・旅館業法
- ・水質汚濁防止法
- ・食品衛生法
- ・栃木県暴力団排除条例
- ・その他、本事業に関係する法令等